

令和7年度滋賀県がん患者団体等自主事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、県内のがん患者団体やがん患者やその家族の支援を主たる目的とした団体が、県民に向け、自主的に取り組むがん対策事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象)

第2条 この補助金の交付対象事業および団体は、「滋賀県がん患者団体等自主事業実施要領」に定めるところとし、さらに次の各号に掲げる者を交付対象とする。

- (1)営利法人(企業等)
- (2)非営利法人(特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人等)
- (3)任意団体

2 次の各号に掲げる者は補助金交付対象としない。

- (1)宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等
- (2)滋賀県財務規則第195条の2各号に該当する団体等
- (3)専ら営利を目的とする取組
- (4)事前事業等への寄付行為を主目的とする取組
- (5)特定の企業・団体の宣伝を目的とする取組
- (6)政治的、宗教的な宣伝意図を持つ取組

(交付申請)

第3条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、様式第1号に次の書類を添付して、知事が定める日までに提出するものとする。

- (1)事業計画書
- (2)経費所要額調書(別紙様式1)
- (3)経費支出予定額内訳書(別紙様式2)
- (4)歳入歳出予算(見込)書抄本
- (5)その他知事が必要と認める書類

2 前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付条件)

第4条 規則第5条第1項に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1)事業の内容を変更する場合(軽微な変更を除く。)には、知事の承認を受けなければならない。

- (2)事業を中止、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3)事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事にその旨を報告して、その指示を受けなければならない。
- (4)補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

(変更申請手続)

第5条 補助金の交付の申請をした団体は、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更しようとするときは、様式第2号を知事に提出するものとする。

(補助金の交付)

第6条 この補助金は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めたときは、補助金の全部または一部を概算払により交付するものとする。

2 補助団体は、この補助金の概算払の交付を受けようとするときは、様式第3号に係る書類を添えて知事に提出するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書等に添付する書類は、次のとおりとし、事業完了後1か月以内、または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第4号に次の書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1)事業実績報告書
- (2)経費精算額調書(別紙様式3)
- (3)経費支出済額内訳書(別紙様式4)
- (4)歳入歳出決算(見込)書抄本
- (5)事業の成果物(報告書や活動状況の写真、チラシ等の配布物など)
- (6)その他知事が必要と認める書類

2 第4条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む)には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(標準事務処理期間)

第9条 標準事務処理機関は次のとおりとする。

- (1)規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して

30 日以内に行うものとする。

(2)知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14 日以内に変更交付決定を行うものとする。

(3)規則第13 条の規定による額の確定は、第8条の規定による実績報告があった日から起算して30 日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請)

第10条 第3条に基づく交付申請、第5条に基づく変更交付申請、第6条に基づく交付請求(概算払)および第7条に基づく実績報告または第8条に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続き等に関する条例(平成16 年滋賀県規則第30 号。以下「インターネット利用条例」という。)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して申請することができる。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、事業の実施にあたり物品等を調達する場合は、「滋賀県グリーン購入基本方針(平成14 年4月1日策定)」に沿って、環境負荷の低減に役立つ物品等の調達に努めるものとする。

(申請の取下げ)

第12条 補助団体は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、その交付決定の通知を受けた日から起算して、30 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

付則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

令和 年度がん患者団体等自主事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 あて

申請者 住 所
氏 名

(法人にあっては名称および代表者の氏名)

発行責任者・担当者 氏 名

連絡先電話番号

(法人にあっては発行責任者および担当者の氏名)

令和 年度がん患者団体等自主事業費補助金について、金 円を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 経費所要額調書(別紙様式1)
- 3 経費支出予定額内訳書(別紙様式2)
- 4 歳入歳出予算(見込)書抄本

令和 年度がん患者団体等自主事業費補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 あて

申請者 住 所
氏 名
(法人にあっては名称および代表者の氏名)
発行責任者・担当者 氏 名
連絡先電話番号
(法人にあっては発行責任者および担当者の氏名)

令和 年度がん患者団体等自主事業費補助金について、 年 月 日付け滋健しが第 号で
交付決定を受けましたが、その後の事情の変更により交付額を次のとおり変更されたく、関係書類を添えて
申請します。

1. 今回追加交付(一部取消)申請額	金	円
内訳 既交付決定額	金	円
変更後所要額	金	円

2. 変更を必要とする理由

- 関係書類
- 1 事業計画書
 - 2 経費所要額調書(別紙様式1)
 - 3 経費支出予定額内訳書(別紙様式2)
 - 4 歳入歳出予算(見込)書抄本

令和 年度がん患者団体等自主事業費補助金交付請求書(概算払)

金 円

年 月 日付け滋健しが第 号で交付決定のあった令和 年度がん患者団体等自主事業費補助金について、概算払により、上記金額のとおり交付されるよう、令和 年度がん患者団体等自主事業費補助金交付要綱第6条の規定により請求します。

年 月 日

滋賀県知事 あて

請求者 住所
氏名

(法人にあっては名称および代表者の職名・氏名)

発行責任者・担当者 氏名

連絡先電話番号

(法人にあっては発行責任者および担当者の氏名)

(補助金振込先)

金融機関・支店名	
預金の種別 (いずれかに○)	1 普通(総合口座) 2 当座
口座番号	
口座名義(カナ)	

様式第4号

令和 年度がん患者団体等自主事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 あて

申請者 住 所
氏 名

(法人にあっては名称および代表者の氏名)

発行責任者・担当者 氏 名

連絡先電話番号

(法人にあっては発行責任者および担当者の氏名)

令和 年 月 日付け滋健しが第 号で交付の決定の通知があった令和 年度がん患者団体等自主事業費補助金について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業実績報告書
- 2 経費精算額調書(別紙様式3)
- 3 経費支出済額内訳書(別紙様式4)
- 4 歳入歳出決算(見込)書抄本
- 5 事業の成果物

消費税等仕入れ控除税額報告書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 あて

申請者 住所
氏名

(法人にあっては名称および代表者の氏名)

発行責任者・担当者 氏 名

連絡先電話番号

(法人にあっては発行責任者および担当者の氏名)

年 月 日付け滋健しが第 号により交付決定通知のあった令和 年度がん患者団体等自主事業費補助金について、令和 年度がん患者団体等自主事業費補助金要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

- | | | |
|-----------------------------------|---|---|
| 1. 令和 年 月 日付け滋健寿第 号による補助金の額の確定通知額 | 金 | 円 |
| 2. 実績報告時に減額した消費税等仕入れ控除税額 | 金 | 円 |
| 3. 消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額 | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

経費所要額調書

対象経費 支出予定額 A	収入予定額 B	差引額 (A－B) C	基準額 D	補助基準額 E	県補助所要額 F	備考
円	円	円	円	円	円	

(注)E欄には、C欄とD欄を比較して少ない方の額を記入する

別紙様式2

経費支出予定額内訳書

項目	金額	積算内訳
	円	
計	A円	

(注) A欄には、別紙様式1の「対象経費支出予定額」欄と一致すること

経費精算額調書

対象経費 支出済額 A	預貯金利子 その他収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	補助基本額 E	県補助 所要額 F	交付決定額 G	補助金 受入済額 H	差引 F－ (G)または(H)
円	円	円	円	円	円	円	円	円

(注)E欄には、C欄とD欄を比較して少ないほうの額を記入すること。

別紙様式4

経費支出済額内訳書

項目	金額	積算内訳
	円	
計	A円	

(注)A欄には、別紙様式3の「対象経費支出済額」欄と一致すること。